第5回農業特定技能協議会運営委員会 (議事概要)

日 時:令和2年8月4日(火) 10時30分~12時00分

場 所:農林水産省 経営局A・B会議室

出席者:

1. 構成員

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁 政策課 特定技能 P T 補佐官 米山 毅警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 課長補佐 新井 靖久外務省 領事局 外国人課 主査 松田 逸洋厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課 海外人材受入就労対策室 室長補佐 小沢 聡

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課 野菜調整官 山本 隆司 農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課 畜産総合推進室 室長 渡邉 顕太郎 農林水産省 経営局 就農・女性課 課長 横田 美香

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 参事 岩男 次郎 公益社団法人 日本農業法人協会 業務課長 高須 敦俊 全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 課長 中村 義則 一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 部長 砂田 嘉彦

2. オブザーバー

独立行政法人 国際協力機構 上級審議役 宍戸 健一 The Consumer Goods Forum, Japan

シニアマネージャー サステナビリティ 新藤 理子 イオン株式会社 品質管理部 マネージャー 木村 紀子 味の素株式会社 サステナビリティ推進部 中尾 洋三 一般社団法人

The Global Alliance for Sustainable Supply Chain 理事 和田 征樹一般社団法人

The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

シニア・プロジェクト・オフィサー 渡辺 美紀

議事要旨:

冒頭、農林水産省より以下の旨の開会のあいさつがあった。

- ・今般の新型コロナウイルス感染症の影響(以下、「コロナ禍」という。)により、 外国人材が来られない状況となったことから、これまで現場とともに人材確保に 向けた対策を行ってきた。しかし未だ外国との往来再開の状況は不透明。
- ・一方、外国人労働者に関しては、失踪や不法行為といった問題がある。本日はこれらを減少させる新たな取組を検討されている皆様からも状況を共有いただく。
- 1. 特定技能制度の現状等について

【受入れ状況等について】

〇出入国在留管理庁から資料1~資料6について、説明。

(資料1)

- ・在留資格変更許可件数については順次伸びている一方、本年4月から5月における在留資格認定証明書交付件数が伸び悩んでいる。これはコロナ禍により海外から本邦への入国に制限がかかったことから、在留資格認定証明書の交付作業を一時中断したことによるものであるが、5月末以降、在留資格認定証明書の交付を随時再開しているところ、それ以降の統計では当該数値は伸びている。
- ・特定技能試験等の実施状況については、5月末以降、カンボジア、フィリピン、ネパール及びインドネシアにおいて、試験実施を随時再開している。ただし、フィリピンのマニラについては、再度ロックダウンが発生したため、8月3日から8月18日までは試験が中止となった。今後の状況によっては、再度ロックダウンが発生し、試験が中止され得るので、各特定産業分野における特定技能試験実施主体がホームページに情報を随時公開しているので、御参照いただきたい。

(資料2・3)

- ・MOC締結状況については、現在 12 か国、直近では令和 2 年 2 月 4 日にタイと 署名を終了している状況。中国との交渉はコロナ禍のため署名には至っていないが、引き続き調整を行っているところ。先方との署名等を了したら、ホーム ページにて公表する予定。
- ・受入人数について、当初の見込みより少ないのではないかといった御指摘もあるが、その原因のひとつとして、各国の送出しの制度がそれぞれ異なっており、各国の規定に沿って手続きを進めなければ送出しができない、もしくは国(ベトナム・タイ等)によっては交渉後、各国において制度を作った・見直した等により送出し国の制度がわかりづらい、との声があったので、各国の手続きについてまとめたものをホームページに公表している。各国の制度を理解していただければ、受入数も増加していくと考えている。

(資料4)

・現在のところ、146 カ国・地域が上陸拒否の対象となっており、再入国についても「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人や人道的配慮をすべき者を除いて再入国自体を制限していたが、8月5日以降は追加的防疫措置を行うことで、再入国の許可を行うことなった。

(資料5・6)

- ・これまで技能実習の継続が困難となった場合は、同一職種間での転籍を認めていたが、今回のコロナ禍において、実習が困難となっても帰国が出来ず、各分野において、来日するはずだった実習生が上陸拒否により来られないといった状況から、他職種への異動を認める措置を行った。
- ・ただ、他職種への異動を認めたとしても、元々の監理団体が他業種へのツテがなかったり、職業紹介の資格がなかったりするので、そういう場合のために農林水産省と全国農業会議所、JA全中、日本農業法人協会を通じたマッチングを行った。この方法での成功例は現時点で入管庁では3件把握している。この方法を使わずに「特定活動」への在留資格を変更した件数は7月27日時点で528件となっており、うち385件が技能実習からの移行となっている。申請件数までは把握出来ていないが、毎週100件程度許可している。この制度により、本来であれば働けなかった方が引き続き在留して働けるようになり、失踪や不法滞在といった問題を一定程度防げたのではないかと考える。

(質問等)

- ・雇用維持支援スキームにおいて、農業分野では今週分を含めて合計 4 名の者がマッチング成立となったが、対象者に連絡を取った時点で既に他ルートで雇用済みということがこれまでに複数回あったところ、本スキームの利用希望者に係る情報提供のスピードを速めていただけるよう、御対応をお願いしたい。
 - →申請者から提出された「個人情報の提供に係る同意書」の日付を見ると、当 庁に接到した日付よりだいぶ前の日付が記載されていることが多く、何らか の理由により提出を躊躇されているのかもしれない。また、当該同意書の提 出先を入管本庁としているものの、各地方入管局に提出されていることも見 受けられる。本件はスピード感が特に重要であることから、改善できる点に ついては積極的に対応し、より良い形にしてまいりたい。

【往来再開の状況等について】

- 〇外務省から往来再開の状況等について、口頭にて説明があった。
 - ・現在ベトナム・タイにて、7月29日から一部の対象者について、査証の申請の 受付を再開している。また、中国等、その他14か国については、政府間協議を 開始した段階。
 - ・本措置の下で、現行の水際措置は維持しつつ、新たに誓約書や入国前 72 時間以

内の現地における検査結果を提出していただく等、追加的な防疫措置を取っていただくこととなる。

- ・ベトナム及びタイ国籍を有する者が、日本への入国を希望される場合、在ベトナム日本国大使館又は在タイ日本国大使館で査証を取得することが必要。また、本措置の対象となる方は、特定技能、そして技能実習等の在留資格での就労活動者、そして長期滞在を予定する者等。
- ・在外公館での1日の査証発給件数に上限を設けており、特定技能及び技能実習については、再入国許可書を有している者及び在留資格認定証明書を交付され、現地の公館で査証発給申請を行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響でその査証の有効期限が切れた方を優先とし、7月29日から手続を開始。
- ・特定技能外国人又は技能実習生等への新規の査証申請受付はまだ開始していないが、詳細は在ベトナム日本国大使館、在タイ日本国大使館のホームページで連絡するので、御参照されたい。
- ・制度全般の説明及び提出資料等の詳細についても、外務省、在ベトナム日本国 大使館及び在タイ日本国大使館のホームページに掲載しているので、御確認さ れたい。また、問い合わせ先も、そちらのホームページに掲載している。

(質問等)

- ・入国後 14 日間の健康フォローアップについて、例えば LINE アプリ等を活用するなど、アンケート形式のように簡単な報告ができるのか。
 - →御理解のとおり。当該システムのダウンロードの仕方や使用方法については ホームページに掲載されているので、御確認されたい。
- ・例えば、カンボジア・ラオス及びミャンマー等は、上陸拒否措置の対象とはなっていない国だが、現地の日本大使館にて査証が発給されず、事実上、本邦に 入国できていないと承知しているが、事実関係いかん。
 - →外務省のホームページにおいて、各国・各地域の感染症レベルを掲載しており、いま挙げられた国・地域については、感染症レベル2となっており、これらの国・地域については、コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、査証発給申請に対して慎重な審査を行っている。

【農業現場における現状等について】

○各団体から農業現場における現状等について報告があった。

J A 全中 (口頭説明)

- ・コロナ禍のため技能実習生や特定技能の皆様が入国できず、農業現場は大きく混乱しているため、農林水産省や全国農業会議所等と連携しながら、農水省の補助事業を活用しつつ、他産業(宿泊業や飲食業)からの労働者マッチング等に取り組んできた。
- ・技能実習及び特定技能に係る外国人材の受入れ体制については、コロナ禍のため あまり進んではいないが、技能実習制度の監理団体を設立したり、特定技能制度 の登録支援機関になる取り組みが一部の県中央会で進められたなど、このコロナ

禍においても現場では着々と体制構築が進んでいると感じている。

・JA全中においても、特定技能外国人の受入れに向けた手引きを作成している。 この8月中に公開したいと考えている。準備ができ次第、関係者の皆さまにお伝 えしたい。

日本農業法人協会 (資料7)

- ・コロナ禍で入国できていない技能実習生は、1号生が41名、3号生が11名の計55名となっている。先行きは不透明ではあるが、今後入国予定の技能実習生については、9月入国予定が48名、10月入国予定が20名の計68名となっているが、いずれも査証の発給ができていない状況。
- ・受入れに係る課題として、特に4月当初、入国後講習を終えた後、技能実習生が 実習先で健康診断を希望したが受入れを拒否されたことがあった。続いて、コロ ナ禍で技能評価試験が延期となって、1号から2号、2号から3号の申請に遅れ が発生し、手続上困難なことがあったことが挙げられる。また、入国予定であっ た実習生に対し、例えば、これから3号技能実習生で入国し、実習先に行きたい という者について、2週間隔離に掛かる費用負担を誰がするのか、入国が決まっ ているが入れない者にいつまで補償する必要があるのか、補償期限をいつにして いいかが判然としない、という状況である。また、実習生の入国時期が不明のた め、日本人も受け入れられず(技能実習計画上、日本人を雇用してしまうと実習 生を受け入れられないということがあるため)、シルバー人材や短期アルバイトに 頼ることしかできない現状。
- ・技能実習3号に移行した場合、1年以内に一時帰国をする必要があるが、コロナ 禍で帰国すると再入国できない、コロナ禍が長引くと1年という期間の内に帰国 できない可能性があるのでそれが課題と考える。
- ・特定技能については、コロナ禍で入国の目途が立たないという不安定な状況ではあるものの、要望は高まっている。主な理由として、技能実習よりも雇用形態が柔軟であるため、受入側と外国人側の双方にメリットがあること、技能実習3号に移行した場合は、最低2年は在留することとなるが、特定技能の場合はそれよりも短い期間での在留が可能であることが挙げられる。ただし、現状では、2号実習生は3号への移行を希望する割合が高い状況。

全国農業会議所(資料8・9)

- ・当所で実施している農業技能測定試験について、令和元年度は、4カ国及び国内で、計701名が受験し、571名が合格となった。今年度はコロナ禍で遅れていたもののカンボジア・フィリピン・インドネシアで順次再開。日本国内でも6月から再開している。ただ、農業の技能試験は受験できても、日本語試験の受験の機会が少ないので何とかならないかという御意見を農業試験の受験者からよくいただく。
- ・また、優良事例の収集を目的として、318の機関にアンケート調査を実施し84機関から回答があった。(詳細は資料9のとおり)

【人権問題等について】

〇今回、オブザーバーとして参加した、コンシューマー・グッズ・フォーラム(以下、「CGF」という。)及びJICAより、人権問題への取組等に関する報告があった。

CGF

- ・CGFという団体は、世界で 400 社が参加する小売業・消費財流通業界のネットワークであり、非競争分野の課題において共同の活動を行っている。活動のひとつとして「人権」というテーマを掲げており、日本での取組を進めているところ。この取組を行うこととなった契機は、2014 年、タイの水産業及び畜産業において移民労働者の過酷な労働実態についてメディアが告発したことによる。そこからサプライチェーンにおける強制労働の排除を目的として、様々な取組を行ってきた。
- ・2016 年、強制労働を排除すべく「業界の優先的な原則」ガイダンスにより「労働者の自由の確保」「労働者が仕事得るための見返りを支払わせない」「労働者に借金を負わせない」という3つの原則を掲げた。
- ・2017 年、この原則について、日本のCGFの大企業に対して説明を行った際に、日本でも、外国人労働者(技能実習生等)の扱いがサプライチェーン内でも問題が起こっていることを認識するよう指摘された。事実、日本において外国人労働者の処遇について、様々なメディアが取り上げている。特に、昨年8月、外国人労働者の搾取について、BBCが発信している。また、アメリカ国務省の報告においても、人身取引対策に係る取組について、最高ランク(『人身取引根絶のための最低基準』を十分満たしている国」(TIER1))から上から二番目(『人身取引根絶のための最低基準』を十分に満たしていないが著しい努力をしている国(TIER2))に格下げされた。情報通信業界の強制労働問題への対応状況を評価したランキングでも、日本企業の評価は、世界の同業界の企業の平均より下回っているのが現状。
- ・タイでは、一時期人権問題への対応に関する評価が低かったものの、今では著しく評価が上がり、人権問題への対応に対する日本の評価の倍以上の評価を得ている。これは、企業とNGOが連携して、あるいは企業が積極的にプラットフォームを設立し、サプライチェーン上での見えない労働問題を解決する仕組みを設けて取り組んだ結果。

「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」

- ・タイでの仕組みを参考にし、また、業界のサプライヤーが取り組むべきガイドラインを協同で作成するために「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」 を作ろうと検討している。
- ・「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」の設立に向けて、ASSC及び JICAで協同している。このプラットフォームの目的は、世界の労働者から信頼され、選ばれる日本を創造するために、ソリューションを議論しながら作って

いくことにある。目指すべき方向性をしっかり議論し、行動規範やガイドラインを作ることが必要と考える。また、送出し国の情報や優良事例等を共有し、皆様と取組を推進することができるプラットフォームの構築を目的としながら活動している。

- ・「責任ある外国人受入れプラットフォーム」は、ステークホルダー(政府・民間・市民社会等)が役割を果たし、外国人労働者の労働環境・生活環境の向上・維持するもの。外国人労働者の声を聞くという活動が足りないように思える。外国人労働者(技能実習生・特定技能外国人)の声を聴き改善に努めることが目的。このプラットフォームが運用されれば、適正な情報の発信、例えば労働者の学習・給料・生活支援サイトとして、適宜外国人本人にも伝わる仕組みとして、メールやアプリを現在考えている。これは、あくまで本人たちとのコミュニケーションをよくするためのツール。生活に関する相談があがってくれば、どのように対応していくか、企業セクター・公的機関の方々と連携して問題への対応・解決する仕組みを構築することがこのプラットフォームの狙い。
- ・SDGsの目標年である 2030 年に向けて、2020 年~2022 年の間にプラットフォームを立ち上げる。実際に労働者の声を聞き、どんな状況かを把握し、救済のフレームワーク(相談への対応・解決・フォロー)を構築していく。また、どのような状況で外国人が働いているかを知らない方も多いので、消費者等も含めてこの問題の認識をしていただき、その改善に向けた活動をスタートさせる。外国人材の声や民間の声から予防措置を立案する。まずは、コミュニケーションツールになりうるものを構築していく。そのために、アプリの開発・管理、データの蓄積、救済フレームワークをステークホルダーとともに行っていきたい。また、送出し国(トライアル2カ国)の外国人材を対象として、日本へ入国する前にアプリやウェブサイトを紹介し、日本語の研修・日本の公的な情報を配布して勉強してもらう。このアプリの活用方法の事前研修もしていきたい。

JICA

- ・出来るだけこの取組をJICAも事務局として参加することで協力していきたい。
- ・特定技能の受入れ促進については、現地のODAで協力しているような関係省庁 や国際機関、日本の団体やJAと連携して、プラットフォームに取り組んで行き たいと考えているので、是非とも御協力お願いしたい。

(質問等)

- ・これからアプリ等の開発をしていくとお聞きしたが、そのスケジュール感を御教示いただきたい。
 - →この2年間でプラットフォームを立ち上げていくが、その中で出た意見も反映 しつつ、まずは来年の3月末までにはポータル的なものを立ち上げたい。運営・ 運用面から言うと、今あるアプリとリンクで飛べるようにすることを考えてい る。
- ・外国人の意見はプラットフォームの事務局に伝えるということか。
- →そのような仕組みを考えている、事務局で内容を確認し、ある意見の民間企

業が特定できれば、救済方法を考える。緊急性が高いものは公益通報の仕組みも考えていかないと思っている。傾向を分析することはあるが、詳細な情報については守秘契約を結ぶなどして公表されないようにする。そうでないと、企業側のこのプラットフォームに参加しづらいと考える。

- ・この仕組みは大企業を想定されているように思うが、業界団体と個人事業主や農業者等には義務付けや指導ができる関係にないため、問題が起こった後のフォローに限界があると考えるがどうか。
 - →大企業であっても、サプライチェーンの先の方とは直接契約を結んでいるわけではないので、企業側として直接意見は言えないものの、問題が起こった場合は、遡りながら、関係のある方々を通じて、指導するなどしてもらうと考える。 先の方で問題が起きた場合、企業側では把握できないので、それがわかるように透明化を図っていく。
 - →適正な情報を外国人側が持ってないことで、「残業させてくれ」と本人から要望があることも事実。そういう事例には一般的なガイドラインや e -ラーニングによりしっかりとした情報を勉強していただく。その適正な情報を出すためにも企業からいろいろな方を通じて広げていただきたい。
- →我々(イオン)としても個社として、人権デュー・ディリジェンスの活動の中でアンケートをしたところ、一次サプライヤーからは95%以上の回答があったが、生鮮生産者は60%程度と少ない回答となった。これは間にいろいろな組織が入ることでラインが出来ていない、メッセージが伝わらない、それにより御理解があるところ、ないところが生じる等いろいろな原因がある。人権問題については、他業種間で協力しないと解決出来ないし、個人事業主とは接触の機会が限られるので、情報がしっかりと届いているところが良いモデルとなれば、個人事業主も触発されて、良い方向に向かうのではないか。
- ・そもそもプラットフォームは無料か。また、監理団体を評価するとのことだが、 労働者のみの意見でなく客観的な数字による評価もないと恣意的な評価をされ ることが懸念されるが。
 - →まずは無料にて行うが、その後のプラットフォームの必要性等を鑑みて会費を 徴収することも考える。現時点では労働者本人からの評価のみを想定している が、御意見を踏まえて引き続き議論をしながら考えてまいりたい。
- 〇最後に、農林水産省就農・女性課から資料10から資料12までについて報告を行い、特段質問等はなく終了した。